

まえがき

京都府交通安全対策会議では、府民の生命、身体及び財産を交通事故から守るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）の施行以来、9回にわたり「京都府交通安全計画」を策定し、府民の理解と協力を得ながら、国、府、市町村、警察、関係機関・団体そして地域が一体となり、様々な交通安全対策を講じてきた。

その結果、交通事故の発生件数、死傷者数はピーク時の昭和44年と比べて、約3分の1以下となり、また、近年では、11年連続して発生件数、死傷者数が減少し、特に、平成26年は交通事故死者数が交通統計を開始した昭和23年以降最少を記録するなど、着実な成果を上げてきたところである。

しかしながら、近年、京都府内においては、京都市東山区祇園や亀岡市における悲惨な交通事故や悪質な飲酒運転によるひき逃げ事故などが続発し、都市部を中心とした自転車の交通事故の増加や自転車利用者のルールの無視やマナーの悪さなどが目に付くことに加え、今後ますます増加が懸念される高齢者の交通事故など、今なお多くの課題が見られるところである。

交通事故の防止は、国、府、市町村、警察、関係機関・団体のみならず、府民一人ひとりが交通安全の大切さを絶えず認識しながら、全力を挙げて取り組まなければならない重要な問題であり、人命尊重理念の下に、交通事故のない安心・安全の京都の実現に向けて、これまで実施してきた各種施策の深化はもちろんのこと、交通安全の確保に資する先端技術を積極的に取り入れた新たな時代における対策に取り組むことが必要であり、総合的かつ長期的な交通安全対策を一層強力に推進する必要がある。

このような観点から、当会議では、中央交通安全対策会議が策定した「交通安全基本計画」に基づき、「明日の京都」の長期ビジョン及び「京都府交通安全基本条例」などを考慮しながら、安全で円滑・快適な交通社会を実現するため、平成28年度から32年度までの5年間の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等として、「京都府交通安全計画」を定めるものである。

この京都府交通安全計画に基づき、国、府、市町村、警察、関係機関・団体においては、交通の現状や地域の実情等を踏まえ、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に実施するものとする。